

## 建築基準法施行令及び関連省令・告示の改正案について

国土交通省より、建築基準法施行令及び関連省令・告示の改正について、現在パブリックコメントの募集が行なわれています。

今回の改正案では、近年の防災意識の高まりを受け建築物の部分である備蓄倉庫等について、容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法の合理化を図り、また、国際競争力強化等に向け一定の安全性が確保されている既存不適格建築物について、既存部分の 1/2 を超える大規模な増改築を可能とする等の内容が示されています。

パブリックコメントの募集について

・建築基準法施行令及び関連省令・告示の改正案に関するパブリックコメントの募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155120715&Mode=0>

### 1. パブリックコメントにおける改正案の概要

#### (1) 容積率規制に係る延べ面積の算定方法の合理化について

(建築基準法施行令(以下「令」という。)第 2 条第 1 項第 4 号・第 3 項及び令第 137 条の 8 関係)

建築物に下表 の部分を設ける場合、延べ面積(当該建築物の各階の床面積の合計)に、それぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た面積を限度として、容積率制限における延べ面積に算入しない。

防災用備蓄倉庫の用途に供する部分	1/50
蓄電池を設ける部分	1/50
自家発電設備を設ける部分	1/100
貯水槽を設ける部分	1/100

#### (2) 既存不適格建築物に係る規制の合理化について(令第 137 条の 2 関係)

建築基準法(以下「法」という。)第 20 条の規定(構造耐力)の適用を受けない既存不適格建築物に係る増築又は改築(以下「増改築」という。)の範囲を定めている令第 137 条の 2 について、以下の の内容を定める新たな号が追加される。

また、これに関連し、「建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件」(平 17 国交告第 566 号)についても改正される。

増改築後の建築物の構造方法が次のいずれにも適合するものであること

- ・令第 3 章第 8 節に適合すること
- ・増改築に係る部分が、令第 3 章第 1 節～第 7 節の 2、令第 129 条の 2 の 4 及び法第 40 条に基づく条例(構造耐力に関するものに限る。)に適合すること
- ・既存部分が、耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及

び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準<sup>1</sup>に適合すること

1【平17国交告第566号】(改正案)

・建築設備について令第129条の2の4第1号及び第3号並びに令第129条の2の5第1項第2号及び第3号の規定に適合すること

・屋根ふき材等について昭46建告第109号に定める基準に適合すること

増改築部分が既存部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接し、かつ、増改築後の建築物の構造方法が次のいずれにも適合するものであること

・増改築部分が、令第3章、令第129条の2の4及び法第40条の規定に基づく条例(構造耐力に関するものに限る。)に適合すること

・既存部分が、耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準<sup>2</sup>に適合すること

2【平17国交告第566号】(改正案)

・法第20条第2号イ後段及び第3号イ後段に規定する構造計算(それぞれ地震に係る部分に限る。)によって構造耐力上安全であることを確かめること又は平18国交告第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめること

・地震時を除き、令第82条第1号から第3号まで(地震に係る部分を除く。)に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること

・建築設備について令第129条の2の4第1号及び第3号並びに令第129条の2の5第1項第2号及び第3号の規定に適合すること

・屋根ふき材等について昭46建告第109号に定める基準に適合すること

### (3) 関連するその他の改正について

上記に伴い、建築基準法施行規則及び都市再生特別措置法施行規則等についても改正される。

## 2. 今後の予定

平成24年9月6日に意見募集を締め切り、同年9月に公布・施行される予定となっています。

## 3. その他

現在、以下の案件についてもパブリックコメントの募集が行われています。

・集成材の日本農林規格の一部改正に伴う特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示案に関するご意見募集について(平成24年9月7日まで)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155120716&Mode=0>

・「建築物における天井脱落対策試案」に関するご意見募集について(平成24年9月15日まで)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155120713&Mode=0>

・「エスカレーターの落下防止対策試案」に関するご意見募集について(平成24年9月15日まで)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155120714&Mode=0>

詳細については国土交通省ホームページ等にて各自ご確認をお願いいたします。

以上